

広まるCSR（企業の社会的責任）概念

－持続的成功のための課題－

近年、企業の活動領域が拡大し、社会や環境への影響が大きくなるにつれて、企業に対し社会的責任（Corporate Social Responsibility：CSR）を求める声が高まり、CSRを果たす企業を積極的に評価していこうという社会的規範が形成されつつある。企業もCSRを経営課題の1つとして認識するようになっている。

CSRの概念

CSRとは日々の企業活動の中に社会的公正性や環境への配慮などを組み込み、従業員、消費者、供給者、地域社会などのステークホルダーに対し責任ある行動を取って行くという考え方である。企業は資金調達、従業員雇用、原材料購入、製造・販売、廃棄物の排出という事業プロセスにおいて常に社会と関わりを持っており、その過程を通じて責任ある行動が求められる。CSRの領域は労働者の保護、安全な製品・サービスの提供、公正取引、地域社会貢献、環境保全など極めて広く、個々の企業に求められるCSRの内容は、事業内容や活動する地域やマーケットの特性、さらには時代の要請などを反映し多様である。

グリーン・コンシューマリズム、SRI

社会から企業にCSRを求める具体例がグリーン・コンシューマリズムと社会的責任投資（Socially Responsible Investment：SRI）である。グリーン・コンシューマリズムは企業のCSRを製品やサービス購入の判断基準とするもので、問題企業をボイコットしたり、逆にCSRの優れた企業の製品やサービスの購入を奨励する運動である。

SRIは投資家の立場から、収益性・成長性といった財務的指標に加えてCSRの視点から

企業を評価・選定し、投資収益を高めようとする手法である。SRIの活動には、軍事、タバコ、アルコール、ギャンブル関連業種や人権抑圧、環境汚染などの問題のある銘柄を投資対象から除外したり、CSRの評価が高い銘柄に重点的に投資したりする「スクリーニング」、議決権行使や株主提案を通じて企業にCSRの向上を求める「株主行動」、低所得者層や低開発地域に対する必要資金を投融資する「コミュニティ投資」などがある。米国ではSRIの残高が2兆ドルを超え、総投資資産の1割超を占めており、独自の基準で企業のCSR履行状況を調査し、その情報を投資家などに販売することを事業とするNPO（非営利組織）や企業が数多く活動するなど、その影響力を強めている。

EU、欧州諸国の取り組み

欧州では政府レベルでCSRへの取り組みが進められている。ちなみに、欧州連合（EU）は00年3月のリスボン特別欧州理事会において、10年までにEUに「持続可能な経済成長と雇用拡大及び社会的結合を可能とする、世界で最も競争力があるダイナミックなナレッジ・ベースの経済を実現する」という目標を設定したが、欧州委員会はその目的達成のためにEU域内でCSRの普及が不可欠と考え、02年7月に「行動計画」を提示した。行動計画ではCSRの理解促進、CSRベスト・プラクティスに関する情報交換、CSRマネジメント・スキルの開発、中小企業への普及などが課題として取り上げられ、具体的な措置を検討するため産業界、労働組合、市民団体、NGO（非政府組織）などから構成されるマルチ・ステークホルダーズ・フォーラムが設置された。同フォーラムは04年夏までに検

討結果をまとめる予定である。

英国では00年7月に年金法が改正され、年金運用を行う機関投資家は、投資活動において社会、環境、倫理面をどのように考慮したかを開示することが義務づけられた。また、現在検討されている会社法改正案においても大企業が年次報告書の中で「環境、コミュニティ、社会、倫理、法令遵守を含むレピュテーション・リスクに関する方針と実績」を開示することが求められている。同様にフランスでも01年から02年にかけてCSRに関する情報開示を定めた会社法などの改正が行われた。

国際的行動基準の制定

さらに、国際的なレベルでも国連やOECDなどの機関、経営者団体、機関投資家団体などの様々の主体がCSRに関する企業行動基準を制定し、企業に採択を求めている。ここでは代表的なものとして、国連「グローバル・コンパクト」を紹介しよう。

グローバル・コンパクトは、99年1月の「世界人権フォーラム」(ダボス会議)において国連のアナン事務総長から提唱された企業の行動規範で、「人権」「労働基準」「環境」の3項目に関する9原則から構成されている(図表)。グローバル・コンパクトを支持する企業は、その旨を記載し、CEOが署名したレターを事務総長宛に送付する。そしてグローバル・コンパクトの内容を実践し、年次報告書や自ウェブサイトで取り組み内容を開示する。グローバル・コンパクト参加企業は47カ国648社(03年1月14日現在)で、うち日本企業は8社である。

また、国際標準化機構ISOが策定しているISO9000、14000シリーズなどの品質や環境マネジメントシステム規格は世界的に広く

(図表) 国連グローバル・コンパクト

人権
原則1: 国際的に宣言された人権の保障を支援し、尊重する。
原則2: 人権侵害に加担しない。
労働基準
原則3: 結社の自由と効果的な団体交渉権を実効性あるものとして尊重する。
原則4: あらゆる形態の強制労働を排除する。
原則5: 児童労働を廃止する。
原則6: 雇用と就労に関する差別を撤廃する。
環境
原則7: 環境問題に対する予防的アプローチを支持する。
原則8: 環境問題に関するより大きな責任を遂行するためのイニシアティブを取る。
原則9: 環境に優しい技術の開発と普及を促進する。

(資料) UN Global Compact

浸透しているが、現在ISOはCSRについても同様の規格導入を検討している。企業内にCSRに関する方針決定と実行計画策定、実施、成果の検証といったマネジメントシステムを導入しようとする試みは大変に注目される。

高まるCSR重視経営の重要性

日本国内でも90年代の終わりから「エコファンド」や「社会貢献ファンド」などのSRIが設定され、残高が次第に増加している。また、環境報告書や持続可能性報告書などの形で自社のCSRへの取り組みを開示し、アピールしようとする企業も増えており、その割合は国際的にも高い水準にある。03年3月には、経済同友会が第15回企業白書『『市場の進化』と社会的責任経営 - 企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて』を公表し、CSRを企業の持続的発展のための「投資」として位置づけ、企業にCSRの実践を提唱した。

このように、様々なレベルでCSRの要請が高まるにつれ、CSRを重視した経営を行い、ステークホルダーに対する責任を果たして行くことが企業の持続的な成功と企業価値の向上につながるという認識が企業の間にもさらに広まっていくと考えられる。

(神野 雅人 TEL.03-3201-0517)